令和６年８月９日
相模原市発表資料

違反食品の回収等について

横浜市から令和６年８月８日(木)に「相模原市内の事業者が輸入したスナック菓子を横浜市内の販売店から抜取り検査をしたところ、食品衛生法で使用が認められていない食品添加物であるtert-ブチルヒドロキノン(以下「ＴＢＨＱ」という。)が検出された」旨の連絡がありました。

このため、本日、相模原市保健所では、食品衛生法違反として、輸入事業者に対し、当該食品の回収と販売の禁止を命じました。

なお、現時点で、この食品を食べたことによる健康被害等の相談はありません。

１　対象食品

名称	イザベラ　ポップコーン キャラメルブリトル味
包装形態・内容量	合成樹脂製袋詰・65ｇ
原産国・賞味期限	タイ・2025年３月29日
外観	
横浜市が抜取り検査した日	令和６年７月30日

２　輸 入 者

氏名　●●●●●●●●●●●　●●●●●　●●　●●

住所　相模原市●●区●●●●－●－●●

３　違反内容

食品衛生法第12条違反（ＴＢＨＱの検出）（ＴＢＨＱ　0.004ｇ／kg）

４　命令内容

対象食品の回収及び販売の禁止

５　消費者の皆様へ

購入した対象食品が残っている場合は、食べないでください。

６　参　　考

ＴＢＨＱは米国、中国、ヨーロッパ等では酸化防止剤として食品への使用が認められている物質ですが、日本国内では食品添加物として使用が認められていません。

欧州食品安全機関では、ＴＢＨＱの一日摂取許容量（※）を、0.7mg/kg 体重/日に設定しています。これは、体重50kgの人に換算すると、135袋/日に相当します。

（※）一日摂取許容量…ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取しても健康に悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量のこと。

問合せ先
生活衛生課
電話　042-769-9234(直通)
対応責任者　松岡